

東山児童会館の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

- 第1回 令和5年1月17日 募集要項、選定方法等について
第2回 令和5年3月24日 面接審査、選定

2 選定委員会委員

- 委員7名（市職員1人、外部委員6人）
委員長 大澤 真平 札幌学院大学人文学部人間科学科 准教授
委員 金 昌震 札幌大学女子短期大学部子ども学科 准教授
委員 齋藤 優希 利用者代表（札幌市子ども・子育て会議公募委員）
委員 日向 洋喜 利用者代表（NPO法人E-LINK 代表理事）
委員 折原 博樹 公認会計士（桶谷・折原・板倉公認会計士共同事務所）
委員 山口 民枝 社会保険労務士（山口民枝社会保険労務士事務所）
委員 佐藤 学 札幌市子ども未来局子ども育成部長

3 応募団体

- 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（※既存の児童会109館の現指定管理者）
非公募により応募を求めた理由：別紙のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 理事長 野崎 清史
札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

(2) 選定の理由

札幌市東山児童会館の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、施設の効用を最大限発揮できる具体的な事業計画を示しており、管理運営を安定して行うだけの経営能力と組織体制を備えていると判断できるため。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	5点	4.0点
②施設の効用の発揮	40点	31.5点
③安定経営能力	55点	40.2点
④管理費用の縮減	20点	9.7点
⑤児童会館の運営に当たって、必要なノウハウを備えていること	50点	38.0点
⑥その他	30点	24.0点
合計	200点	147.4点
得点率	—	73.7%

(4) 指定期間

令和5年10月1日～令和10年3月31日予定

(5) その他

令和5年第2回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する。

札幌市東山児童会館の指定手続を非公募により行った理由

札幌市東山児童会館（以下「東山児童会館」という。）の指定管理者の選定方法については、以下の理由から、札幌市児童会館条例の一部を改正する条例（令和4年条例第57号）附則第3項の規定により、非公募によることとし、既存の児童会館（109館）の指定管理者であり、かつ、現在東山児童会館の前身となる東山小ミニ児童会館の管理運営を行っている公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に申込みを求めることとした。

1 一体的な管理運営

既存の児童会館（109館）については、地域間格差のない一定の水準を満たしたサービスを確保するために、非公募により一括で指定管理を行っているところである。

既存の児童会館の指定管理者である公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、災害時避難情報、館内事故情報及び不審者情報を全児童会館に速やかに共有することができる独自のネットワークシステムを保有しており、緊急時に迅速な対応をとることが可能である。

また、同一の指定管理者により一体的な管理運営を行うことで、効率的な管理運営が可能となるほか、各児童会館単位での活動にとどまらず、市内の全児童会館を対象とした大規模な交流イベントの実施等、施設の設置目的に沿った多様な事業の企画立案が可能となっている。

2 利用者との継続的な信頼関係

児童会館の指定管理者の募集に当たっては、施設の性格上、一時的な利用にとどまる一般の貸館施設と異なり、児童の成長に関わる施設として、施設職員と利用児童やその保護者等との長期継続的な人的信頼関係が必要とされる。

東山児童会館の前身となる東山小ミニ児童会館においては、施設職員と利用児童やその保護者等との信頼関係が既に構築されており、当該ミニ児童会館を児童会館に転換した東山児童会館の管理運営については、現在当該ミニ児童会館の管理運営を行っている公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に担わせることが適当である。